

教育課程特例校 新規・変更・廃止申請に係る詳細

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

都道府県・指定都市名

16富山県

管理機関名

※上段はふりがな

くろべしきょういくいいんかい

黒部市教育委員会

設置者の別

公立

2 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程を編成・実施する学校及び申請内容

別紙参照

(2) 特別の教育課程の概要

(1) 特例の教育課程の概要

中学校第1～3学年において、「英会話科」を実施（継続）する。

①第1学年は、年間25時間

（進んで話しかけ、事実や自分の考え、気持ちを伝える。自他の文化への理解を深める。）

②第2学年は、年間25時間

（相手の気持ちに配慮し、自分の気持ちを正しく伝える。体験したことを発表し、感想や意見を述べ合う。）

③第3学年は、年間35時間

（自分の考えや気持ちをわかりやすく伝える。様々な話題について情報交換する。世界の人々との共生・共存を考える。）

(2) 必要となる教育課程の基準の特例（※別添の教育課程表参照）

①第1学年は、総合的な学習の時間を25時間削減して、英会話科に充てる。

②第2学年は、総合的な学習の時間を25時間削減して、英会話科に充てる。

③第3学年は、総合的な学習の時間を35時間削減して、英会話科に充てる。

(3) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

黒部市は、黒部峡谷、宇奈月温泉、名水などの観光資源に恵まれ、県内外や外国から多くの観光客が訪れている。また、国際企業（YKK）の拠点工場があることから、オランダとアメリカに姉妹都市を有し、国際交流が盛んである。さらに、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅の開業（平成27年3月）により、交流拠点としての発展が期待されている。

相手を尊重しながら自分の意思を正しく伝えるコミュニケーション能力は、国際社会のみならず地域社会においても大切である。黒部市は、恵まれた条件を生かし、「国際観光交流都市」としてさらに発展するために、平成17年、構造改革特別区域「黒部国際化教育特区」の認定を受け、平成18年度から全中学校の全学年で教科「英会話科」を設置するなど将来を担う生徒に世界語である英語によるコミュニケーション能力を身に付けるべく国際化教育に取り組んでおり、市内の全中学校を教育課程特例校として、この取組を継続して実施することとしたい。

(4) 変更申請を含む場合、変更内容及び理由

--

(5) 廃止申請を含む場合、廃止理由

--

(6) 新規・変更・廃止の適用日

令和元年4月1日

3 指定の要件を満たしていることについて

(1) 教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目標との関係

2に記載する特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、黒部市教育委員会において確認済である。

(2) 児童又は生徒の教育上適切な配慮に関する基準

①学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていることについて

2に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていることを、黒部市教育委員会において確認済である。

②学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

2に記載する特別の教育課程について、学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていることを、黒部市教育委員会において確認済である。

③児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

2に記載する特別の教育課程について、児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、黒部市教育委員会において確認済である。

④保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮

2に記載する特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、黒部市教育委員会において確認済である。

⑤児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮等

2に記載する特別の教育課程について、①から④までに記載するものの他、児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、黒部市教育委員会において確認済である。